

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

（目的）

国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る。

（基本事項）

- 入札・契約の過程、内容の透明性の確保
- 入札・契約参加者の公正な競争の促進
- 不正行為の排除の徹底
- 公共工事の適正な施工の確保

（発注者に対する義務付け措置）

- 毎年度、発注見通し（発注工事名、入札時期等）の公表
- 入札・契約の過程（入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額等）及び契約の内容（契約の相手方、契約金額等）の公表
- 談合があると疑うに足る事実を認めた場合には、公正取引委員会に通知
- 一括下請等があると疑うに足る事実を認めた場合には、建設業許可行政庁等に対し通知
- 一括下請負（丸投げ）の全面的な禁止
- 施工体制台帳の提出と点検

（適正化指針の内容）

- 入札・契約過程等における学識経験者等の意見を反映させる方策
- 苦情処理の方策
- 入札・契約方法の改善
- 工事の施工状況の評価
- その他入札・契約の適正化のための必要な措置

（適正化指針のフォローアップ）

- 毎年度、適正化指針の措置状況を把握し公表
- 特に必要のあるときは改善を要請